

研修テキスト  
国籍業務  
実務ガイドンス



神奈川県行政書士会

# 目次

ページ

## 第1章 国籍法

### 第1節 国籍法の基礎 ————— 1

#### ① 国籍とは ————— 1

#### ② 国籍法の変遷 ————— 1

### 第2節 重国籍・無国籍 ————— 2

#### ① 重国籍の発生原因 ————— 2

#### ② 無国籍の発生原因 ————— 3

### 第3節 国籍の喪失原因 ————— 3

#### ① 自己の志望による外国国籍の取得 ————— 3

#### ② 外国の法令による外国国籍の選択 ————— 3

#### ③ 日本国籍の離脱 ————— 3

#### ④ 日本国籍の不保留 ————— 3

### 第4節 国籍の取得原因 ————— 3

#### ① 出生 ————— 3

#### ② 届出 ————— 4

#### ③ 帰化許可申請 ————— 4

## 第2章 国籍業務の実務 ————— 4

### 第1節 認知された子の国籍取得 ————— 4

#### ① 届出の流れ ————— 4

#### ② 認知された子の国籍取得の要件 ————— 4

③ 添付書類	4
第2節 国籍の再取得	5
① 届出の流れ	5
② 国籍の再取得の要件	5
③ 添付書類	5
第3章 その他参考資料等	7
① 届出による国籍取得のてびき	8
② 国籍取得届（認知された子の国籍取得）	12
③ 国籍取得届（国籍の再取得）	14
④ 国籍取得届点検表（3条用）	16
⑤ 国籍取得提出書類一覧（17条用）	17
⑥ 重国籍チェックシート	18
⑦ 国籍選択の具体的方法	19
⑧ 令和2年度報酬額統計調査の結果（抜粋）	20

（本テキストは、2024.04.01現在の法令に基づいて作成している。）

# 第1章 国籍法

## 第1節 国籍法の基礎

### ① 国籍とは

日本国民たる要件は、日本国憲法10条（国民たる要件）に基づき、国籍法で定められている。国籍とは、個人が特定の国家の構成員とされるための資格である。国籍の得喪は、原則としてそれぞれの国の内国法によって、独自に決定できる専権事項とされている。

### ② 国籍法の変遷

- 1873（明治6年）太政官布告第103号 外国人民ト婚姻差許条規  
日本で初めて制定された、国際結婚の婚姻規則である。日本人男性の妻となる外国人女性は日本国籍を取得し、外国人男性の妻となる日本人女性は日本国籍を失う、という規定であった。
- 1899年（明治32年）法律第66号 明治憲法による旧国籍法が制定  
婚姻については、夫の国籍に従うという父系優先血統主義を採用。内外人婚姻条規発令の原則は変わらなかった。婚姻や養子縁組等により日本国籍の取得及び喪失の規定が設けられた。
- 1916年（大正5年）一部改正  
外国人男性の妻となる日本人女性が、その外国籍を得られない場合は、日本国籍を喪失しない、という規定が設けられた。
- 1950年（昭和25年5月4日法律第147号）国籍法制定  
日本国籍の取得及び喪失の原因を定める。これまでの家制度が廃止され、家族全員が同一国籍でなければならないという制限がなくなった。しかし、父系血統主義は継続されたため、外国人男性と日本人女性との間の子が、日本国籍を取得することはできなかった。
- 1984年（昭和59年法律第45号）一部改正 1985年施行  
男女平等の流れから、父母両系血統主義を採用するに至る。父母のどちらかが日本人であれば、子は日本国籍を取得できるという改正がなされた。
- 2008年（平成20年12月12日）一部改正  
平成20年6月4日 国籍法3条1項違憲判決を受けての改正。国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めていることにより国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、遅くとも平成17年当時において、憲法14条1項（法の下での平等）に違反する。日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子は、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分を除いた国籍法3条1項所定の国籍取得の要件が満たされるときは、日本国籍を取得する。つまり、日本国民の父から認知されていれば、父母が結婚していなくても、その他の要件を満たせば、届出によって日本国籍を取得できるようになった。
- 令和4年（2022年）4月1日 一部改正  
「民法の一部を改正する法律」（平成30年）の成立により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。国籍法においても次の通り改正、同日施行されている。
  - (1) 認知された子が国籍を取得することができる年齢（国籍法3条1項）  
→20歳未満から18歳未満とされる。
  - (2) 国籍の再取得をすることができる年齢（国籍法17条1項）  
→20歳未満から18歳未満とされる。
  - (3) 国籍の選択をすべき期限（国籍法14条1項）  
→重国籍となった時が20歳未満であるときは22歳に達するまで、重国籍となった時が20歳以上であるときは、その時から2年以内とされていたところ改正により、重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍となった時が18歳以上であるときは、その時から2年以内とされる。

- (4) 帰化をすることができる年齢（国籍法5条1項2号）  
→20歳以上とされていたところ、改正により18歳以上とされる。

<参考>

経過措置

成年年齢の引き下げ等を受け、国籍法が上記のとおり改正・施行されたところ、次のとおり経過措置が設けられている。

(法務省 国籍 Q&A より抜粋)

	対象者	取扱い
認知された子が国籍を取得することができる年齢 (国籍法第3条第1項)	平成18年(2006年)4月1日以前に生まれ、令和4年(2022年)4月1日時点で現行の国籍法第3条第1項に規定する要件(法務大臣への届出を除く。)を満たす方	令和6年(2024年)3月31日までは国籍の取得の届出をすることが可能です(届出時に20歳未満である場合に限る。)
	平成18年(2006年)4月2日以降に生まれ、改正後の国籍法第3条第1項に規定する要件(法務大臣への届出を除く。)を満たす方	18歳になるまでの間に限り、国籍の取得の届出をすることが可能です。
国籍の再取得をすることができる年齢 (国籍法第17条第1項)	平成18年(2006年)4月1日以前に生まれ、国籍法第12条の規定により日本の国籍を失った方	令和6年(2024年)3月31日までは国籍の再取得の届出をすることが可能です(届出時に20歳未満である場合に限る。)
	平成18年(2006年)4月2日以降に生まれ、国籍法第12条の規定により日本の国籍を失った方	18歳になるまでの間に限り、国籍の再取得の届出をすることが可能です。
国籍の選択をすべき期限 (国籍法第14条第1項)	平成14年(2002年)4月1日以前に生まれ、令和4年(2022年)4月1日時点で重国籍の方	重国籍となった時が20歳未満であるときは22歳に達するまで、重国籍となった時が20歳以上であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択し、国籍の選択の届出をする必要があります(※)。
	平成14年(2002年)4月2日から平成16年(2004年)4月1日までに生まれ、令和4年(2022年)4月1日時点で重国籍の方	令和6年(2024年)3月31日までにいずれかの国籍を選択し、国籍の選択の届出をする必要があります(※)。
	平成16年(2004年)4月2日以降に生まれた重国籍の方	重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍となった時が18歳以上であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択する必要があります(※)。

※この選択期限を経過してしまった場合であっても、国籍の選択の届出をする必要があります。  
なお、外国の国籍を離脱したときは、その届出をする必要があります。

## 第2節 重国籍・無国籍

国籍の得喪は、原則としてそれぞれの国の内国法によって、独自に決定できる専権事項であるため、ある個人につき、複数の国が自国民とすることにより、複数の国籍を有する状態となる重国籍や、どの国も自国民としないことにより、どの国籍も取得できない無国籍の状態が生じることがあり得る。注意すべき点は、外国の法制度は変更されている場合もあるため、該当する外国当局の最新の情報を得ることが重要である。

### ① 重国籍の発生原因

#### (1) 出生による場合

- ・父母両系血統主義を採る日本人父（又は母）と父母両系血統主義国の母（又は父）との間に出生した子

（例：生まれたときに、父が日本国籍、母が韓国国籍の子）

- ・日本人母と父系血統主義を採る国の国籍を有する父との間に出生した子

（例：生まれたときに、母が日本国籍、父がクウェート国籍の子）

- ・日本人父又は母（あるいは父母）の子として、生地主義を採る国で出生した子

（例：生まれたときに、父母が日本国籍であり、かつ、アメリカの領土内で出生した子）

→日本国籍を留保しないと、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

#### (2) 婚姻、認知などによる場合

- ・日本人が夫婦国籍同一主義を採る国の国民と婚姻した場合

- ・認知により国籍を付与する、親子国籍同一主義を採っている国の国民に認知された日本人の子の場合

→日本人が外国人に認知されても日本人であることに変わりはない。

また、日本人に認知された外国人の子は日本国籍を取得しない。

- (3) 国籍取得の届出によって日本の国籍を取得した後も引き続き従前の外国の国籍を保有している人の場合

## ② 無国籍の発生原因

### (1) 国籍の自動的喪失による場合

国を離れた者や国外に暮らす者の国籍を自動的に取り消すような国の国籍法による場合

### (2) 差別や国籍はく奪による場合

特定の民族、人種を排除するような法改正を行い、国籍を剥奪するような国の国籍法による場合

### (3) その他

血統に基づいて国籍を制定している国で出生した、両親不明の子の場合 など

国籍を持たない無国籍者は、どの国とも法的なつながりがないため、日常的に様々な困難に直面している。どの国にも合法的に入国、在留することができず、国の保護を受けることもできない。パスポートなどの身分証明書もないため、医療や教育を受けることもままならない。そこで、多くの国の国籍法では、両親が不明でも、子が発見された国の国籍を取得できる規定を設けている。日本でも国籍法2条3項において、「子が日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき、日本国民とする」と定めている。また、日本国民が日本国籍を喪失し、又は離脱する場合には、いずれも外国国籍を保有していることが条件とされ、無国籍の防止が図られている。

## 第3節 国籍の喪失原因

### ① 自己の志望による外国国籍の取得（国籍法11条1項）

外国に帰化をしたような、自分の意思で外国国籍を取得した場合には、自動的に日本国籍を失う。国籍喪失の届出（戸籍法103条）又は国籍喪失の報告（戸籍法105条）により、戸籍が抹消される。

### ② 外国の法令による外国国籍の選択（国籍法11条2項）

日本と外国の重国籍の者が外国の法令に従い、その外国の国籍を選択した場合には、自動的に日本国籍を失う。国籍喪失の届出（戸籍法103条）により、戸籍から抹消される。

### ③ 日本国籍の離脱（国籍法13条1項）

日本と外国の重国籍の者が、法務大臣に対して日本国籍離脱の届出をした場合には、日本国籍を失う。

### ④ 日本国籍の不留保（国籍法12条）

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法の定めるところにより日本国籍を留保する意思表示をしなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

→日本人夫婦から生まれた子でも、生地主義を採っている国（アメリカ、ブラジルなど）で出生した場合には、子の出生の届出と一緒に、国籍留保の届出をしないと、その子は、生まれた時にさかのぼって日本の国籍を失う。

## 第4節 国籍の取得原因

### ① 出生（国籍法2条）

#### (1) 出生の時に父又は母が日本国民であるとき

→この「父又は母」とは、子の出生時に子と法律上の親子関係のある父又は母を指す。父母が未婚で、父が胎児認知をした場合、子は出生時に日本国籍を取得できる。

#### (2) 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき

#### (3) 日本で生まれ、父母がともに不明のとき、又は無国籍のとき

## ② 届出

### (1) 認知された子（国籍法3条）

18歳未満のもの（日本国民であった者を除く）で、認知をした父又は母が子の出生時に日本国民であった場合で、現に日本国民であるとき又はその死亡の時に日本国民であったときに、子は届出により、その届出の時に日本国籍を取得する。なお、生後認知には期限がない。成人に達した子を認知するには、本人の同意が必要となる。

### (2) 国籍の再取得（国籍法17条1項）

日本国籍の不留保により日本国籍を失った者で18歳未満のもので、日本に住所を有するとき、子は届出により、その届出の時に日本国籍を取得する。

## ③ 帰化許可申請

研修テキスト（帰化許可申請）参照

## 第2章 国籍業務の実務

行政書士が受任する主な国籍業務は、届出、帰化許可申請である。帰化許可申請については、「帰化許可申請の業務テキスト」をご熟読いただき、ここでは、国籍取得の届出について説明する。

### 第1節 認知された子の国籍取得

#### ① 届出の流れ

- (1) 日本国籍取得希望者本人（又は親権者、後見人などの法定代理人）からの相談を受けた場合、まずは身分証明書を確認し、本人が届出の要件を満たしているのかを確認する。  
なお、本人が海外在住の場合の届出先は、日本の大使館又は領事館である。
- (2) 要件を確認した上で、届出の流れやサービス内容、報酬等を説明する。
- (3) 本人の家族構成や日本国籍を取得できなかった経緯などについて詳しく聞き取り、必要書類を伝える。話したくないような情報についてもヒアリングする必要があるが、届出のためには必要となる旨、顧客にお伝えすることが重要である。
- (4) 住所地管轄の法務局、地方法務局又は支局に相談の予約を入れる。本人が15歳以上の時は本人が、15歳未満の場合は親権者又は後見人などの法定代理人が出頭する必要がある。  
行政書士が同席できる場合や行政書士のみで相談を受け付けてくれる法務局もあるが、事前に法務局に確認が必要である。
- (5) 相談時に法務局より指示のあった書類を取得し、国籍取得届書  
(<https://www.moj.go.jp/ONLINE/NATIONALITY/6-1.html> から、記載例取得可能)を作成する。
- (6) 書類を揃え、届出の予約を入れる。
- (7) 本人（本人が15歳未満の場合は法定代理人）が出頭し、届出に必要な書類を提出する\*。
- (8) 審査期間を経て、法務局より連絡があったら、本人（本人が15歳未満の場合は法定代理人）が出頭する\*。届出時に日本国籍を取得する。
- (9) 日本国籍取得の日から1ヶ月以内に、届出人の本籍地または所在地の市区町村役所に、国籍取得届書及び法務局発行の国籍取得証明書を提出する。  
→法務大臣への届出により日本国籍を取得したことを報告する届出である。
- (10) 本人の年齢に関わらず、できるだけその父母も一緒に出頭することが望ましい。

#### ② 認知された子の国籍取得の要件

- (1) 届出の時に18歳未満であること。
- (2) 日本国民であった者でないこと。
- (3) 認知をした父が子の出生の時に日本国民であったこと。
- (4) 認知をした父が届出の時に（死亡している場合には、その死亡の時に）日本国民であること。

③ 添付書類（外国語で記載された書面には、A4判の翻訳文が必要。）

- (1) 出頭した人を証する書面（在留カード、旅券、運転免許証、健康保険証、母子健康手帳、戸籍謄本、法定代理人の指定などに関する裁判所謄本、その他外国人の本国における証明書など）
- (2) 住所を証する書面（住民票の写し、旅券など）
- (3) 本人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、又は子を認知している場合には、そのことを証する書面（戸籍謄本、婚姻届（養子縁組届、認知届）の記載事項証明書、外国の方式による婚姻（養子縁組、認知）証明書など）
- (4) 父の出生時からの戸（除）籍謄本
- (5) 出生届の記載事項証明書、出生証明書、分娩の事実の記載のある母子手帳など
- (6) 認知に至った経緯等を記載した父母の申述書
- (7) 母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期の父母の旅券
- (8) 外国の方式による認知証明書、母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期からの父の戸籍の附票の写し又は住民票の写し、母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期からの母の住民票の写し、国籍を取得しようとする人の出生時から（海外で出生した人については、渡日時から）の住民票の写し、国籍を取得しようとする人とその父母の3人が写った写真など

## 第2節 国籍の再取得

### ① 届出の流れ

- (1) 日本国籍取得希望者本人（又は親権者、後見人などの法定代理人）からの相談を受けた場合、まずは身分証明書を確認し、本人が届出の要件を満たしているのかを確認する。
- (2) 要件を確認した上で、届出の流れやサービス内容、報酬等を説明する。
- (3) 本人の家族構成や国籍不届保に至った経緯などについて詳しく聞き取り、必要書類を伝える。話したくないような情報についてもヒアリングする必要があるが、届出のためには必要となる旨、顧客にお伝えすることが重要である。
- (4) 住所地管轄の法務局、地方法務局又は支局に相談の予約を入れる。本人が15歳以上の時は本人が、15歳未満の場合は親権者又は後見人などの法定代理人が出頭する必要がある。行政書士が同席できる場合や行政書士のみで相談を受け付けてくれる法務局もあるが、事前に法務局に確認が必要である。
- (5) 相談時に法務局より指示のあった書類を取得し、国籍取得届書（<https://www.moj.go.jp/ONLINE/NATIONALITY/6-5.html> から、記載例取得可能）を作成する。
- (6) 書類を揃え、届出の予約を入れる。
- (7) 本人（本人が15歳未満の場合は法定代理人）が出頭し、届出に必要な書類を提出する\*。
- (8) 審査期間を経て、法務局より連絡があったら、本人（本人が15歳未満の場合は法定代理人）が出頭する\*。届出時に日本国籍を取得する。
- (9) 日本国籍取得の日から1ヶ月以内に、届出人の本籍地または所在地の市区町村役所に、国籍取得届書及び法務局発行の国籍取得証明書を提出する。  
→法務大臣への届出により日本国籍を取得したことを報告する届出である。

※ 本人の年齢に関わらず、できるだけその父母も一緒に出頭することが望ましい。

### ② 国籍の再取得の要件

- (1) 届出の時に18歳未満であること。
- (2) 国外で生まれ、出生によって日本と外国の国籍を取得したが、国籍留保の届出をしなかったことにより日本の国籍を失ったこと。
- (3) 日本に住所を有すること。  
→本人が海外在住の場合は、まず日本への呼び寄せが必要である。観光などで一時的に日本に滞在している場合には、日本に住所があるとは認められない。

### ③ 添付書類（外国語で記載された書面には、A4判の翻訳文が必要。）

- (1) 出頭した人を証する書面（在留カード、旅券、運転免許証、健康保険証、母子健康手帳、戸

籍謄本、法定代理人の指定などに関する裁判所謄本、その他外国人の本国における証明書など)

(2) 本人の住所を証する書面 (住民票の写し、旅券など)

(3) 本人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、又は子を認知している場合には、そのことを証する書面 (戸籍謄本、婚姻届 (養子縁組届、認知届) の記載事項証明書、外国の方式による婚姻 (養子縁組、認知) 証明書など)

(4) 本人の出生時の父又は母の戸 (除) 籍謄本

(5) 出生証明書、分娩の事実を証する書面など

(6) 国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日について記載のある住民票の写し、旅券など

### 第3章 その他参考資料等

- ① 届出による国籍取得のてびき
- ② 国籍取得届（国籍法3条）
- ③ 国籍取得届（国籍法17条）
- ④ 国籍取得届点検表（国籍法3条）
- ⑤ 国籍取得提出書類一覧（国籍法17条）
- ⑥ 重国籍チェックシート
- ⑦ 国籍選択の具体的方法
- ⑧ 令和2年度報酬額統計調査の結果（抜粋）

# 届出による国籍取得のてびき

横浜地方法務局

この「てびき」は、国籍の取得をしようとする人が届書類の作成又は取寄せをするためのものとして作成したものです。法務局・地方法務局担当者の説明を受けていただくことを前提としていますので、書類の作成又は取寄せをする前に、法務局・地方法務局の担当者に十分相談するようにしてください。

## 第1 届出する前の注意事項

国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣へ届け出ることによって、日本の国籍を取得することができます。

後記第6の条件を備えている人で、日本の国籍を取得したい人は、届出の際に届書に後記第6の書類を添付して提出しなければなりません。

また、届出をする際は、次のことにも注意してください。

- 1 国籍取得の届出によって日本の国籍を取得したときは、それによって現在有している外国の国籍をその国の法律により当然に失う場合があります。
- 2 法務局で届出が受け付けられた後は、届出を取り下げることはできません。
- 3 届出によって日本の国籍を取得したときは、法律で定まる日本人である父又は母などの氏を称し、その戸籍に入ることがあります。
- 4 届出によって日本の国籍を取得したときは、戸籍を作るため、1か月以内に戸籍の届出を市区町村長にしなければなりません。
- 5 届出によって日本の国籍を取得したことにより重国籍となった人は、法律の定める期限までに、いずれかの国籍を選択しなければなりません。
- 6 認知された人の国籍取得の届出の場合（法3条、平成20年改正法附則2条、4条、5条）において、事実と反する内容で届出をしたときは、国籍法20条などにより刑罰に処せられることがあるほか、併せて公正証書原本不実記載罪などに処せられることがあります。

## 第2 届出先

届出は、国籍の取得をしようとする人の住所地を管轄する法務局、地方法務局又は支局にしなければなりません。

## 第3 届出の方法

届出は、日本の国籍を取得しようとする人が15歳以上のときは本人が、15歳未満のときは親権者、後見人などの法定代理人が、自ら法務局に出頭してしなければなりません。

## 第4 届書類など作成上の一般的な注意事項

- 1 文字は、正確に、かつ、ていねいに記載してください。文字の記載を誤った場合に

は、取消線を引いた上、修正してください（修正テープ及び修正液の使用は、不可）。

- 2 筆記具は、黒インクのペン又はボールペンを用いることとし、鉛筆は、使用しないでください。
- 3 旅券（パスポート）や免許証などのように原本を提出することができないものは、写し（コピー）を提出いただきます。この場合には、提出する際に原本を持参してください。法務局の担当者が、持参された原本と写しを照合し、確認後に原本をお返しします。

#### 第5 国籍取得届書についての注意事項

- 1 届書の用紙は、法務局に備え付けてあるものを用いてください。
- 2 届書は、国籍の取得をしようとする人ごとに作成します。届書の署名以外は、代筆してもらっても結構ですが、できるだけ自分で記載してください。
- 3 届出年月日欄（表題「国籍取得届」の下に記載してある年月日欄）は、受付の際に記載していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 写真は、カラー・白黒どちらでも結構ですが、届出の日前6か月以内に撮影した5cm×5cmの単身、無帽、正面上半身で、かつ、鮮明に写っているものを使用してください。

日本の国籍を取得しようとする人が15歳未満のときは、子を中心に父母などの法定代理人と一緒に撮影した写真を使用してください。

- 5 届書の□には、該当する事項の□内に√印を付けてください。
- 6 国籍は、日本の国籍を取得しようとする人の属している国名を書いてください。  
（例）韓国、中国、アメリカ合衆国
- 7 出生場所（生まれたところ、例・病院の所在地など）は、番地まで詳しく記載してください。番地などが不明の場合には、「以下不詳」と記載しても結構です。出生届書、出生証明書がある場合には、それを参考にしてください。
- 8 住所がマンション、アパートなどの場合には、マンション名、アパート名及び室番号まで記載してください。
- 9 氏名は、氏、名の順序で、漢字、ひらがな又はカタカナで記載し、氏が漢字の場合には、ふりがなもつけてください。中国などの簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。
- 10 生年月日は、西暦又は元号のいずれで記載しても差し支えありません。
- 11 父母の氏名は、氏、名の順序で、漢字、ひらがな又はカタカナで記載してください。  
また、日本人父母の本籍は、地番まで記載してください。中国などの簡略体漢字については、日本の正字に引き直してください。  
父母の氏名又は父母との続柄が不明の場合には、該当欄に「不詳」と記載してください。
- 12 父母の本籍欄は、既に死亡している人については、その人の死亡した時の本籍を記載してください。
- 13 国籍取得後の本籍及び氏名は、届出が受理となった場合を予定して、あらかじめ記載していただくものです。記載に当たっては、次の点に注意してください。
  - ・ 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番又は住居表示を使用することができます。ただし、住居表示番号の場合には、「○丁目○番」（※○号は、記載することができません）と記載してください。

なお、実在しない町名、地番などは、使用することができませんので、分からない場合には、本籍としたい市区町村に確認してください。

また、①日本人と婚姻している場合には、戸籍法上の届出（戸籍法 102 条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）又は日本人と養子縁組している場合には、国籍取得後の本籍は、法律上当然に決まるため、①②のいずれの場合も、本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合には、その旨記載してください。

・ 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。

なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合には、戸籍法上の届出（戸籍法 102 条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）又は日本人と養子縁組している場合には、法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合には、母と同一の氏を称するため、①②③のいずれの場合も、記載する必要はありません。

・ 「婚姻の有無」欄は、本籍及び氏を新たに定める場合に当たるかどうかを確認するためのものです。「有」には、父母が婚姻していた場合も含めて記載してください。

14 届書の「その他」欄には、日本の国籍を取得しようとする人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、又は子を認知している場合には、そのことを記載してください。

15 届出人又は法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。

## 第 6 日本国籍を取得することができる条件と届書の添付書類など

届書により国籍を取得することができる条件及び届書の添付書類などは、おおむね次のとおりです。詳しいことは、法務局の担当者の指示に従ってください。

### 1 すべての届出に必要な書類

(1) 届書を提出するため出頭した人が日本の国籍を取得しようとする人本人又はその法定代理人本人であることを確認するため、本人であることを証する書面が必要です。で、次のような書類を持って来てください。

在留カード、旅券、運転免許証、健康保険証、母子健康手帳など

(2) 日本の国籍を取得しようとする人が 15 歳未満のときは、法定代理人が届出をしますが、その法定代理人の資格を証する次のような書面を添付してください。

戸籍謄本、法定代理人の指定などに関する裁判書謄本、その他外国人の本国における証明書など

(3) 外国語で記載された書面には、別に A4 判の翻訳文を付け、翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日を記載してください。翻訳者は、正確に翻訳ができる人であれば、届出人を含め、どなたでも結構です。

(4) 日本の国籍を取得しようとする人の住所を証する次のような書面を添付してください。

住民票の写し、旅券など

(5) 日本の国籍を取得しようとする人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、又は子を認知している場合には、そのことを証する次のような書面を添付

してください。

戸籍謄本、婚姻届(養子縁組届、認知届)の記載事項証明書、外国の方式による婚姻(養子縁組、認知)証明書など

2 日本国民に認知された人の国籍取得の届出(法3条1項)

条 件	添 付 書 類
1. 父が認知したこと。 2. 20歳未満であること。 3. 日本国民であったことがないこと。 4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと。 5. 父が現に(死亡している場合にあっては、その死亡の時に)日本国民であること。	(1) 父の出生時からの戸(除)籍謄本 (2) 出生届の記載事項証明書、出生証明書、分娩の事実の記載のある母子手帳など (3) 認知に至った経緯等を記載した父母の申述書 (4) 母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期の父母の旅券 (5) 外国の方式による認知証明書、母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期からの父の戸籍の附票の写し又は住民票の写し、母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期からの母の住民票の写し、国籍を取得しようとする人の出生時から(海外で出生した人については、渡日時から)の住民票の写し、国籍を取得しようとする人とその父母の3人が写った写真など

(注) 国籍を取得しようとする人の年齢にかかわらず、その父母もできる限り一緒に出頭してください。

(3)の申述書は、法務局に備え付けてあるものに記載してください。

認知の裁判が確定しているときは、一部の添付書類が不要となります。

3 国籍の留保届をしなかった人の国籍再取得の届出(法17条1項)

条 件	添 付 書 類
1. 国外で生まれ、出生によって日本と外国の国籍を取得したが、国籍留保の届出をしなかったことにより日本の国籍を失ったこと。 2. 20歳未満であること。 3. 日本に住所を有すること。	(1) 日本の国籍を取得しようとする人の出生時の父又は母の戸(除)籍謄本 (2) 出生証明書、分娩の事実を証する書面など (3) 国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日について記載のある住民票の写し、旅券など

# 国籍取得届

(国籍法第3条第1項)

年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の日前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)  
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

( 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)	
	氏名				
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日			
	出生場所				
住所					番地番号
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)
	本籍				
	外国人の場合、外国人の国籍	番地番号		番地番号	
筆頭者の氏名			筆頭者の氏名		
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父が認知をした。(父が認知をした日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 18歳未満である。 <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が <input type="checkbox"/> 現に日本国民である。 <input type="checkbox"/> 死亡の時に日本国民であった。(死亡した日 年 月 日)				

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍				父母婚姻の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏)	(名)			
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻を組んでいる。( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 認知している。( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/>			( 婚姻 ) ( 縁組 ) ( 認知 )	

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格	親権者 ( <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 )		<input type="checkbox"/> 後見人
署名			
住所	番地		番地
	番号		番号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官			

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（在留カード、旅券等）を持参してください。
- 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- には、該当する事項の内に $\checkmark$ 印を付けてください。
- 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。  
また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法第102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻している場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。  
なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法第102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実と反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

# 国籍取得届

(国籍法第17条第1項)

令和4年 3月 24日

法務大臣 殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の日前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)  
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(令和4年 2月 15日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名	スズキ		タロウ		
	国籍	ブラジル		父母との続柄	長 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	平成16年 10月 7日				
	出生場所	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市				
住所	東京都千代田区平河町〇丁目 <del>番地</del> 〇号					
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍	東京都新宿区新宿		左に同じ		
	外国人の場合 は国籍	〇丁目〇	番地 番	番地 番	番地 番	
国籍を取得すべき事由	<input checked="" type="checkbox"/> 国籍留保の届出をしなかったため日本の国籍を失った。 <input checked="" type="checkbox"/> 18歳未満である。 <input checked="" type="checkbox"/> 日本に住所を有する。					
<p>※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)</p>						

国籍取得後の名					
その他	<input type="checkbox"/> 国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻をしている。(      年      月      日      と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(      年      月      日      と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(      年      月      日      を認知) <input type="checkbox"/> 認知されている。(      年      月      日      から認知) <input type="checkbox"/>				

(裏面)

届出人名	※受付の際に自筆していただきますので、空欄にしておいてください。
------	----------------------------------

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人の資格	親権者 ( <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 ) <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母 )	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所	-----	-----
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号 03 - ○○○○ - △△△△)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの(在留カード、旅券等)を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料(出生証明書、父の戸籍謄本、国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日について記載のある住民票の写し等)を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。  
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、20歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません(国籍法第14条)。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

# 国籍取得届点検表(3条用)

令和 年 月 日

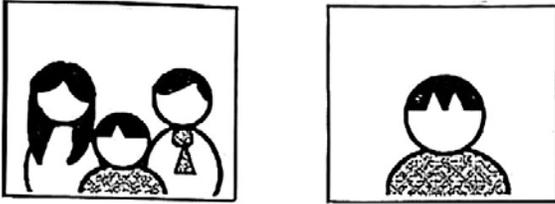
(氏名)		(国籍)		平成・令和 年 月 日生			
要否	提出書面の種類	該当者			適否		
		本人	父	母			
<input type="checkbox"/>	国籍取得届(5cm四方の写真1枚・15歳未満は法定代理人と一緒に撮影したもの)	<input type="checkbox"/>	/	/	<input type="checkbox"/>		
1	<input type="checkbox"/> 認知した父の出生時から現在(又は死亡時まで)の戸(除)籍謄本	/	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>		
2	<input type="checkbox"/> 出生届記載事項証明書(日本で出生した場合)	/	/	/			
	<input type="checkbox"/> 出生証明書及び訳文(外国で出生した場合)	<input type="checkbox"/>	/	/			
3	<input type="checkbox"/> 認知に至った経緯を記載した申述書	/	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>		
4	<input type="checkbox"/> パスポート(母が本人を懐胎した時期のもの)	/	<input type="checkbox"/>	—			
5	<input type="checkbox"/> 父の戸籍の附票又は住民票(母が本人を懐胎した時期からのもの)	/	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 子の住民票(出生時からの居住歴があるもの)※(注)海外で生まれた者は渡日時から	<input type="checkbox"/>	/	/	<input type="checkbox"/>		
	— 母の住民票(懐胎した時期からの居住歴があるもの)	/	/	—			
	<input type="checkbox"/> スナップ写真(本人と父母と一緒に写っているもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 出入国歴表(子の出生1年前から子の認知まで)	/	/	—			
	<input type="checkbox"/> 居住歴表(父母が知り合ったときから現在まで)	/	/	—			
	(嫡出推定が働く場合)推定を排除できる書面						
	認知の証明書及び訳文(外国で認知が成立している場合)						
6	3または4の書面が提出できない場合の理由書						
7	届出人であることを確認するもの	/	/	/			
	<input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書(又は外国人登録証明書)	<input type="checkbox"/>	/	—			
	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—			
	<input type="checkbox"/> 運転免許証		<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 健康保険証(コピー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	— 母子手帳	/	/				
	— 離婚を証する書面(母の前婚歴や離婚時の親権を確認する場合)	/	/				
— 法定代理人の指定に関する裁判書謄本及び確定証明書							
8	本人の続柄を証する書面・続柄の変更を要する場合の申述書	/					
9	本人の身分関係に関する書面(婚姻、養子縁組、認知等の証明書)	/	/	/			
10	認知の裁判が確定している場合	/	/	/			
	— 子と母の住民票	/	/	/			
	— 父の住民票(準正子の場合)	/	/	/			

※ 認知の裁判が確定している場合は、3～6の書類は不要です。

(注)1 届出の際はこの書面を持参してください。  
 2 本人(国籍を取得しようとする人)が15歳未満であるときは、法定代理人が出頭して手続をすることになりますが、受付後、調査の中で父母から認知に至った経緯について聴取することになります。  
 3 コピーしたものを提出するときは、必ず原本も一緒に持参してください。  
 4 訳文には、①翻訳年月日、②翻訳者住所、③翻訳者氏名を記載してください。

国籍法第17条

提出書類一覧

	提出書類	該当者
1	パスポート	父・母・子(申請者)
2	在留カード(外国人登録証(カード・手帳))	父・母・子(申請者)
3	住民票	父・母・子(申請者)
4	住居登録証	父・母・子(申請者)
5	国民登録証	父・母・子(申請者)
6	出生証明書(訳文付き)	父・母・子(申請者)
7	基本証明書(訳文付き)	子(申請者)
8	家族関係証明書(訳文付き)	子(申請者)
9	写真 5cm×5cm(6か月以内) 1枚 (ア) (イ)  15歳未満 15歳以上	父・母・子(申請者)
10	運転免許証	父・母・子(申請者)
11	保険証	父・母・子(申請者)
12	戸籍謄本(3か月以内のもの)	父・母・子(申請者)
13	除籍謄本(子の出生時からのもの)	父・母・子(申請者)
14	在勤及び給与証明書	子(申請者)
15	申述書	父・母
16	公証書(出生・婚姻・親族関係)	父・母・子(申請者)

相談及び届出には時間がかかりますので、予約の電話をされてからご来庁願います。

なお、国籍課の直通電話は、045-641-7985 です。

# 重国籍チェックシート

私は、生まれた時から日本国民である（戸籍に登録されている。）。

はい

私は、日本生まれである。

はい

私が生まれたとき、父又は母が外国の国籍を有していた。

いいえ

いいえ

はい

○凡例

はい :



いいえ :



私が生まれたのは、生地主義を採用する国（アメリカ、ブラジル、ペルーなど）である。

はい

私の親は、父母両系血統主義を採用する国（中国、韓国など）の国籍を有していた（出生後に認知された場合を除く。）。

はい

いいえ

私の父は、父系血統主義を採用する国（クウェートなど）の国籍を有していた（出生後に認知された場合を除く。）。

はい

いいえ

私は、認知された子に国籍を与える国（カナダなど）の国籍を有する父に認知された。

はい

私は、配偶者に国籍を与える国（イランなど）の国籍を有する者と婚姻したことがある。

はい

いいえ

私は、養子に国籍を与える国（イタリアなど）の国籍を有する者と縁組したことがある。

はい

いいえ

私は、外国の国籍を有する者と婚姻や養子縁組をしたことがある。

いいえ

はい

いいえ

あなたは、重国籍である可能性があります。

あなたが重国籍である可能性はないと思われます。

※ 国籍選択届の記載例はこちら。

日本の国籍を選択する場合は国籍選択届を市区町村役場に届け出てください。



★重国籍である可能性のある方はこちらを御覧ください。

『国籍を選ぼう～重国籍の方へ～』 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00069.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00069.html)



# 国籍選択の具体的方法

## 1 「外国」の国籍を選択される方(以下の2つの方法)

1- (1)

日本国籍の離脱  
(国籍法13条)

国籍離脱届を提出

【届出先】  
法務局・地方法務局・外国  
にある日本の大使館・領事館

1- (2)

外国の法令による  
外国国籍の選択(※1)  
(国籍法11条2項)

国籍喪失届を提出

【届出先】  
日本の市区町村役場・外国  
にある日本の大使館・領事館

(※1)外国法令による外国国籍の選択をする方法については、当該外国の政府または日本に駐在する外国の公館に相談してください。

## 2 「日本」の国籍を選択される方(以下の2つの方法)

2- (1)

外国国籍の離脱  
(国籍法14条2項前段)(※2)

外国国籍喪失届を提出

【届出先】  
日本の市区町村役場・外国  
にある日本の大使館・領事館

(※2)外国法令による外国国籍の選択をする方法については、当該外国の政府または日本に駐在する外国の公館に相談してください。

2- (2)

日本国籍の選択宣言  
(国籍法14条2項後段)(※3)

国籍選択届を提出

【届出先】  
日本の市区町村役場・外国  
にある日本の大使館・領事館

(※3)選択宣言で国籍を喪失する法制ではない外国の国籍を有する方については、この選択宣言後、当該外国国籍の離脱に努めなければなりません(国籍法16条第1項)。離脱の手続については、当該外国の政府または日本に駐在する外国の公館に相談してください。

出典：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/content/001206888.pdf>)

令和2年度報酬額統計調査結果（抜粋）

347 国籍取得届等の手続											＜前回:205＞	
回答者	2.5万円未満	2.5万円～ 5万円未満	5万円～ 7.5万円未満	7.5万円～ 10万円未満	10万円～ 20万円未満	20万円～ 30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
20	0	3	5	1	8	2	1	120,000	30,000	500,000	50,000	
100.0%	0.0%	15.0%	25.0%	5.0%	40.0%	10.0%	5.0%				4件	

348 帰化許可申請(被雇用者)											＜前回:208＞	
回答者	10万円未満	10万円～ 20万円未満	20万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円～ 50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値		
67	1	43	18	5	1	1	177,500	44,000	500,000	200,000		
100.0%	1.5%	84.2%	23.9%	7.5%	1.5%	1.5%				11件		

349 帰化許可申請(個人事業主及び法人役員)											＜前回:207＞	
回答者	10万円未満	10万円～ 20万円未満	20万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円～ 50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値		
57	1	18	24	10	3	3	250,667	70,000	715,000	200,000		
100.0%	1.8%	28.1%	42.1%	17.5%	5.3%	5.3%				8件		

350 帰化許可申請(簡易帰化)											＜前回:208＞	
回答者	5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
38	1	1	10	12	7	2	3	172,167	40,000	500,000	150,000	
100.0%	2.8%	2.8%	27.8%	33.3%	19.4%	5.6%	8.3%				8件	

以上

ここにテキストを入力